ＮＰＯ法人・愛知働くもののいのちと健康を守るセンターニュース　　　　　　通巻 218号　2017.9

いのちと健康

〒456-0006　名古屋市熱田区沢下町9-3　　労働会館　本館306号
TEL 052-883-6966 FAX 052-883-6983 mail inoken-aichi@roren.net
URL　http://inochikenkouaichi.blog.fc2.com/

第 27 期「愛知健康センター」総会

8 時間労働制を崩すな!!

記念講演中の猿田理事長

ＮＰＯ愛知健康センター（愛知働くもののいのちと健康を守るセンター）は、8 月 26 日に労働会館で第 27 期の総会を開催しました。高垣英明事務局次長の開会宣言に続いて、愛労連の知﨑広二事務局長が「９条改憲と労働法制大改悪を阻止するために奮闘したい」と力強い開会挨拶を述べました。過労死シンポが全国で開催され、学生への過労死防止啓発授業がすすみ、「長時間労働の上限規制」が話題になる中、政府の「残業代０法案」や際限の無い「裁量労働制」の導入など、さらに過労死拡大を招きかねない施策と厳しく対立している中での総会でした。

目次

27 期総会	1
ブラック企業	4
労安学校	5
若者を死に追いやる働かせ方	6
自殺を予防するには？	7
メンタル疾患の知識	8
書評	１０
格安印刷業の功罪？	１０
衛生推進者資格取得取組みの提案	１１
新日鐵の労災	１２
全国の労働災害	１３
裁判日程	１４
エッセイ	１５
当面の日程	１６

第一部は、「真の働き方改革とは？－福祉国家・スウェーデンを素材としてー」と題する健康センターの猿田正機理事長の記念講演でした。 氏はスウェーデンの生活の質・ライフサイクル等と劣悪な日本を比較しながら、安倍政権の「成長戦略」としての「働き方改革」はあくまで「日本的」でしかないと批判しました。それをふまえて、日本が福祉国家をめざすために、安倍政治に代わる「もう一つの選択肢」＝新しい政治勢力の結成を提起しました。

ＪＭＩＴＵの早川義広副委員長と民医連の川村毅理事を議長団に選出して、第２部の議事に移りました。 ２名の方から連帯の挨拶をいただきました。

岩井弁護士

過労死弁護団の岩井羊一代表は「過労死事件に関わる人たちの苦しみを知るたびに、過労死をなくしたいという思いが強くなる。今後も健康センターと連帯して活動していきたい」と情熱を語りました。

全国センターの佐々木昭三理事は「９月の臨時国会で労基法改正法案を一本化して成立させようとする動きがあるが、高プロ制に賛成していた連合が反対に変わった。この背景には名古屋過労死を考える家族の会や過労死等防止対策推進法を作らせた力があった。労働組合の存在と安全衛生委員会の活動が労安活動に重要である」と述べました。

佐々木理事

「家族の会」代表の内野博子さんの司会・進行で、労働災害関係の裁判についての報告・訴えがありました。テー・エス・シー三輪香織さんの労災認定事件と岐阜市伊藤左紀子さんの労災認定と公務災害認定事件の勝訴報告に続いて、市バス運転士山田明さんの損害賠償事件、やまぜんホームズ大迫正人さんの労災認定事件、中部電力新入社員労災認定事件、ティーエヌ製作所岩永純弘さん損害賠償事件の原告から裁判支援の訴えがありました。また長年、家族会の代表を務めた鈴木美穂さんから、代表交替の報告がありました。

「家族の会」のみなさん

鈴木明男事務局長が「26 期の活動報告」と「27 期の運動方針案」を提案しました。今回の特徴として会員の中に産業カウンセラー・安全管理者・衛生推進者など有資格者を迎えて働くものの立場で労安活動を進める方針が明記されたことです。荒木照世事務局員からは「26 期の会計報告」と「27 期の予算案」が提案されました。監査は代理で宮崎脩一さんから報告を受けました。

質疑討論では以下の発言がありました。

① **西三河労連の若月忠夫さん** 愛知健康センターは全国的にみても先進的な活動をしている。それは自ら生み出して活動をしているからである。

運動方針案に「中電の浜岡原発の廃炉」とあるが、原発の廃炉については別に書いてあるので書く必要はないかと思う。西三河労連の活動について述べると、現在トヨタ堤工場で発生した労災隠しを追及している。労災発生を労働基準監督署に申告するとともに、会社と団体交渉をもった。会社は「西三河労連の組合員ではないので回答しない」という

若月さん

トヨタが拡充を決めた「裁量労働」については、今後注意深くみていく必要がある。

② **建交労の石村ひろ江さん** 今年の 10 月１日～７日が全国安全衛生週間である。

それにあわせて10月２日～19日に第28回「なくせじん肺全国キャラバン」を実施して、47 都道府県の国の出先機関や自治体に要請を行う。最終日 19 日の東京集結集会では国会請願デモを行い、賛同議員へキャラバン期間中に集まった「じん肺とアスベスト被害根絶を求める請願」署名を提出する。要請行動への参加と署名活動への協力をお願いしたい。

石村さん

③ **愛視協の梅尾朱美さん** 視覚障害者にとって「列車のホームは欄干のない橋」だとして、愛視協は四半世紀にわたってホーム柵の設置運動を続けてきた。2013 年からは健康センターの鈴木明男さんの申し出により共に運動することになった。国土交通省への要請を行ってきたが、昨年８月から今年１月にかけて３人もの障害者が犠牲になったことやオリンピック開催がきっかけとなって、ＪＲが金山駅と刈谷駅にホーム柵を 設置するなどの成果が現れてきた。しかしまだまだ不十分。運動への支援と要請ハガキへの協力をお願いしたい。

梅尾さん

④ **健康センター事務局員の今枝正昭さん** 『人間らしく働く愛知健康センターものがたり』の発刊から１年が経った。過労死についての理解を深める資料として是非活用してほしい。販価 1500 円のところ 1200 円にするので、普及に力を入れてほしい。

⑤**愛商連の森田洋子さん** 民商は「所得税法第 56 条」の廃止の運動をしている。この条文は「事業主の配偶者やその親族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に算入しない」という趣旨で、現在は事業主の申告時に、配偶者は年 86 万円、親族は 50 万円の控除があるだけである。控除額は最低賃金にも満たない額である。家族従業者の働き分を必要経費として認めるよう請願署名に取り組んでいるので協力して ほしい。

森田さん

⑥**健康センター事務局次長の吉川正春さん** 政府から労働基準監督官の 100 名増員方針が発表された。歓迎したいニュースではあるが、要請に応える態勢になるよう運動を進めていきたい。

①の原発に対する意見について、鈴木事務局長は「浜岡原発が事故を起こした場合には影響がはかりしれないということで、特に方針案に書き入れた」と答えました。

特別決議として「労働者、市民、青年へよびかけ 政府と財界は１日８時間労働制を崩すな！」が提案されました。また役員として、35 名の理事と 17 名の事務局、１名の会計監査、３名の顧問、３名の相談員の提案がありました。すべての議案が拍手で採択されました。新事務局員として、内野博子さんと桜井善行さんが加わりました。

総会の特別決議は労働者、市民、青年への呼びかけとして「政府と財界は１日８時間労働制を崩すな！」を採択しました。街頭で宣伝を行います。

最後に、事務局員を長年務め今期限りで退任することになった宮崎脩一さんと鈴木美穂さん（相談員に就任）、多額の寄付や備品などを寄せていただいた永縄知子さんと三輪香織さんに感謝状が贈られました。

参加者は 60 名でした。

翌日の「中日新聞」で紹介されました。

（ 文責：松本直子・鈴木明男）

ブラック企業リスト

事務局次長　　高垣　英明

厚生労働省は現在、違法な長時間労働や賃金の不払いなど、労働基準関係法違反の疑いで送検された国内企業のリストを「労働基準関係法令違反に係る公表事案」として、ホームページ上で公開している。掲載企業数5月10日時点で332社。8月15日には401社になった。このリストは電通・パナソニック・日本郵便など大企業も名を連ねる「ブラック企業リスト」として話題を呼んでいる。

愛知県は今回の公表で32件となった。新日鐵住金（株）名古屋製鉄所を「自然発火の危険がある乾燥した石炭を積み重ねていたのに、危険な温度に上昇しない措置を講じていなかったもの」として労働安全衛生法第20条、労働安全衛生規則第266条で送検した。このほか、（株）電通　中部支社も「労働者２名に、36協定の延長時間を超える違法な時間外労働を行わせたもの」として送検された。

愛知県では、違反法条として多い順に、

最賃法	第4条、		11件
労安法	第20条	事業者の講ずべき措置等	6件
労安法	第100条	報告義務違反	4件
労安衛規則	第97条	労働者死傷病報告	4件
労基法	第32条	労働時間	3件
労安法	第61条	就業制限	2件

等となっている。

また、公営企業でも、「手すりの設置など転落防止措置を講じないまま、従業員に汚水処理槽の水質検査作業を行わせた」として、労働安全衛生法違反で書類送検した。

企業名がリストに掲載されるのは、各都道府県の労働局による公表から１年間。ただ、厚労省が掲載の必要性がなくなったと判断した場合や、労働環境の是正や改善が確認された場合は、１年以内であってもリストから削除するという。厚労省は今後も、同リストを定期的に更新していく方針だ。

厚労省は「昨年末から実施している、社会全体で過労死ゼロを目指す取り組みの一環。企業の順法意識を高め、長時間労働を削減する機運を高めていきたい」（監督課）と目的を説明している。

第９回 アスベスト対策愛知連絡会 総会のご案内

日　時 ： 2017/9/23㈯　14:00～16:30

会　場 ： 労働会館 本館　 2階会議室

記念講演

「一般的な石綿疾患の健康管理について」

独立行政法人労働者健康安全機構

旭労災病院　健診部 部長　 横山多佳子 医師

次代を担う労働安全衛生学校

「継続は力なり」

きずな　　後藤　陽司

毎年恒例の「次代を担う労働安全衛生学校」に参加しました。

初日、7 月 15 日(土)参加者 27 人。実行委員会から知崎愛労連事務局長のあいさつの後、岩井弁護士から「過労死等防止対策推進法」制定以後､「過労死等防止対策推進シンポジウム」や学校での「啓発授業」、初めての「過労死等防止対策白書」の発行などの到達点が報告されました。一方で、電通事件など精神疾患を引き金とする過労死が増加しており、その背景の長時間労働、それとセットになったハラスメントへの対応は遅れており､安倍｢働き方改革」では過労死を防止するための長時間労働の規制はできないといった課題も明らかにされました。

第二部は労働組合からの報告。名古屋水道労組からは「中央｣､「部｣､「所」の安全衛生委員会がそれぞれ毎月開催されていること､5 月の「所」の「職場巡視」の事例は東区の通行道路を実際に点検し 3 カ所の危険箇所を明らかにし、所員全員に報告されたこと等が話されました。

名水労の近藤さん（左）と全港湾の藤井さん

全港湾名古屋から残業代不払いから、「３６協定」問題など、会社が十分対処しないため労基署に申し入れ改善を迫るなどの取り組みが報告されました。一気に若返った労組役員を中心に、手探りの運動が参加者の共感を呼びました。

2 日目､7 月 30 日(日)午前は参加者 22 人。愛教労から、学校職場で衛生推進者の資格を自主的に取得し、校長に申し入れ衛生推進者として労安活動に活用している報告がありました。それをうけ、健康センターは衛生推進者の資格取得の取り組みを「社医研」の協力を得て進めることを提案しました。

第二部はワークショップ「パワハラについて考えよう」をおこないました。参加者を 3 グループに分け､「パワハラ」について各自ポストイットに自由に意見を書き出して、その結果を整理・分類したところ、どんな状態なのか、なぜパワハラが起こるのかについて多くのコメントが寄せられました。でもパワハラはどうしたらなくせるかの分類には「トップの姿勢｣｢仲間をいたわる」など少数の書き込みに留まりました。参加者からは好評で、この問題を職場の課題にする発端になったと思います。

好評だったワークショプ　Aグループの報告

講座の合間に、労災認定裁判の原告の訴えが行なわれました。やまぜんホームズの工事監督大迫正人さん(53 歳)は、上司のパワハラと長時間労働により自殺されました。

中部電力に入社した鈴木陽介さんは(26 歳)は､わずか半年で提案型営業の主担当になり、会社の支援が十分得られないまま、7 ヶ月でなくなりました。

参加者からは大切な人が突然いなくなることはとても悲しいこと。応援していきますとのコメントがありました。

若者を死に追いやる働かせ方は企業犯罪だ‼

就職１年前後で死亡した裁判事例

事務局次長　　吉川　正春

夢と希望をもって就職した若者がわずか 1 年以内で亡くなる事例が相次いでいます。会社が人を殺しているのです。許されないことが繰り返されています。大切な人生を壊してしまう行為を社会から一掃させるために、愛知健康センターは皆さんと一緒に取り組みます。

2017 年４月に遺体で見つかった男性（23）は、2016 年 4 月大学卒業後就職し都内の土木工事会社に入社した、12 月中旬から国立競技場の地盤改良工事の施工管理業務を担当。2017 年３月、勤務先に「今日は欠勤する」と電話した後に行方不明になり、４月に長野県内で「身も心も限界な私はこのような結果しか思い浮かびませんでした。家族、友人、会社の方、本当にすみませんでした」と書かれた遺書と一緒に発見された。遺族が労災申請している。（入社 11 ヶ月）

2015 年 12 月に自殺した高橋まつりさん（女性 24）は、東大を卒業後の 15 年 4 月に電通に入社、インターネット広告などを担当したあと、10 月に本採用となり業務が激増した。10 月の超過勤務時間は 130 時間に。上司のパワハラが加わり、15 年 11 月上旬にはうつ病を発症したとみられている。労災認定される。（入社８ヶ月）

2008 年６月に自殺したワタミの森さん（女性 26 歳）は、2008 年４月に入社し神奈川県内の店舗に配属。休日もほとんど取れず、連日、午後から深夜や早朝にかけての長時間勤務を強いられ、残業は月 140 時間以上に上り、過重労働が原因で適応障害を発病したとして労災認定された。（入社２ヶ月）

愛知健康センターがかかわった事例を見ると

スギヤマ薬品　愛知　2001 年６月　杉山貴紀さん（24 歳）は、薬剤師として店舗の営業成績を上げるため長時間・過密労働となり、心不全で死亡した。労災認定された。（入社 1 年２ヶ月）

もやし食品　三重　2009 年１月　前村貴英さん（21 歳）は、前年の 3 月に採用され、もやし製造現場で働いた。責任感が強く周囲の期待に応えようと、長時間労働に加え突発的な製造不備に対応するなど過重な業務が繰り返され、自殺。労災認定される。（入社９か月）

中部電力　　三重　2010 年 10 月 鈴木陽介さん（26 歳）は、教育期間中にもかかわらず提案型業務の主担当にされ、会社の支援がないまま業務に行き詰まり自殺。労災認定裁判係争中。（入社７ヶ月）

地方銀行　　岐阜　2011 年 12 月 Ｓさん（(25 歳）は、新規採用研修が国の監査入りで中断、窓口業務につくも業務の多様性や長時間労働に加え、上司パワハラなどもあり追い詰められた状態を記したメモを残し自殺。労災認定裁判係争中。（入社８ヶ月）

愛知健康センターが直接かかわらなかったが、岐阜の特別支援学校で 2013 年 5 月 24 歳の青年が、欠員状態で業務過重に加え、上司のパワハラにより、自殺。公災認定された。（就職１年１ヶ月）

愛知健康センターには来所されたり電話だったりで、若い人の相談が続いています。

・自動車のディラーに勤める女性が来所。先輩のいじめで通院。対応の相談
・20 歳、過重労働でうつ病、休業。親は仕事に出るように言う。
・就職１年で上司のパワハラで休職。一時復帰するも退職に。その後自殺。

自殺を予防するには？

～ あなたもゲートキーパーに ～

事務局員　　鈴木　利往

9月10日～9月16日は、「自殺予防週間」です。「誰も自殺に追い込まれることの無い社会」の実現に向けて、自殺を予防する誰にでもできる方法を厚労省資料からまとめてみました。

自殺死亡率は統計の信頼性や更新頻度が国によって異なるため単純な比較は難しいですが、厚労省は、ＷＨＯのデータベースを使い、2013年以降の人口と自殺者数が把握できている中から上位国を抽出しています。参考までに、日本以外の主要国の自殺死亡率(2011年～14年)のデータは、左表です。日本の自殺死亡率は、イギリス・イタリアの約2.5倍になっています。

警察庁の自殺統計によると、2016年の自殺者数は21,897人で、2003年の34,427人をピークに減少傾向が続いています。しかし、自殺が最も多い中高年の男性に比べて若年層は減り幅が小さく、白書では「20～30代の自殺死亡率を低下させることが課題」と分析しています。

誰でもできる自殺予防の方法

厚労省の資料を参考にして、誰にでもできる自殺予防の方法をまとめてみました。それは、ＷＨＯも提唱している、「ゲートキーパー」＝命の門番と位置づけられる人になることです。

「ゲートキーパー」は、日本のみならず海外でも、自殺対策の分野でも広く使用されている用語、概念であって、ＷＨＯを始め、多くの国々で使用され、その養成プログラムが実施されています。

簡単に言うと、「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気付き、適切な対応(悩んでいる人に気付き、声を掛け、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)ができる人のことです。

ゲートキーパーとしての心得(厚労省提唱、一部筆者加筆)

１．自ら相手と係わる為の心の準備をする
２．温かみのある対応をする
　悩みを抱えている人は苦労を抱え、辛い状況に陥っているため、穏やかで温かみのある対応が必要です。相手の言葉を繰り返すだけでも良いのです。相談者が「辛いんです。」と言ったような場合、「それは辛かったね」と共感することが大切です。
３．真剣に聞いているという姿勢を相手に伝える
　相手にしっかりと向き合う、相手の話に相づちをうつなどする。
４．相手の話を聞く
　いわゆる傾聴は危機にある人への最大の支援です。「話を聴いてもらうだけで安心した」と言う方も見えます。
５．ねぎらう
６．心配していることを伝える
悩んでいる状況を無視せずに、相手の状況を心配していることを伝えて下さい。
７．わかりやすく、かつゆっくりと話す
８．一緒に考えることが大きな支援
「自分は支援など何もできない」と思う方も見えますが、一緒にいてくれる人がいることは、孤立を防ぎ、安心を与えるものです。
９．自分が相談にのって困った時のつなぎ先を知っておく
　全ての問題を解決できる支援者はいません。どこに相談したらよいか、地域の相談窓口等を事前に確認しておきましょう。
１０．ゲートキーパー自身の健康問題、悩み相談も大切

如何でしょうか？あなたもゲートキーパーになって、悩んでいる人の支援をお願い致します。ゲートキーパーは、自殺者を減らす最前線の支援者なのです。

働くもののメンタル疾患の知識　第21回

精神科医　　古水　克明

働く人たちが、自分自身と、周りの人たちの心の健康をまもるために、知っておいていただきたいメンタル疾患についての知識を記してきたこの連載も、今回が最終回です。

最後となる今回は、個々のメンタル疾患の知識と言うより、もう少し広い範囲のお話をしておきたいと考えています。

前回の、自殺に関する記事で、自殺された方の98%が、亡くなられる直前になんらかの精神疾患に罹患していた、という結果が出ているという海外の研究をご紹介しました。つまり、健康な精神状態の人が、いきなり自殺することはほとんどないこと、自殺する前にはメンタル疾患の症状が現われて、その段階で、受診などの手を打てば、自殺を防げる可能性があるということです。メンタル疾患の症状が現れた人たちに、いかに治療をおこなっていくか、それは私たち医療スタッフの仕事であるわけです。

しかし、そもそも、そのようなメンタル疾患の状態に陥らずにすめば、それにこしたことはない、というのは言うまでもありません。

ストレスに対する耐性は個人によってかなりの差があります。それは、持って生まれた気質や、育ってきた環境での経験、あるいはサポートしてくれる人が身近にいるかどうか、そうした複合的な要因によって、一人一人の

人間は大きく違うため、同じ状況に放り込まれても、つらさは感じつつも、その状況をしのいでいける人と、持ちこたえられず、うつ病などのメンタル疾患を発症してしまう人がいます。

個人差はあるのですが、だからといって、メンタル疾患になることを「それはその人が弱いから」というふうに、個人の問題としてしまうことは間違いです。個人差があるといっても、今、書いたようにそれは複合的な要因ですから、自分は絶対に、なにがあってもメンタル疾患にはならない、などと断定できる人はいないのです。（メンタル疾患の専門家ということになっている私たち精神科医の自殺率も、実は高いのです）だれもが、状況によって、精神の不調を抱える可能性があると考えるべきでしょう。

したがって、だれにでも可能性のあるメンタル疾患の危険を少しでもへらすように、すべての人を守るように、制度として、環境を整える必要があるのだと私は思っています。

例えば、長時間労働の問題です。

独立行政法人労働安全衛生総合研究所の発表でも、長時間労働が、体と心に与える悪影響は明らかです。80時間以上の時間外労働をすると、しない場合に比べて心筋梗塞のリスクが1.9倍になり、過去一年間の勤務日の睡眠時間が一日あたり5時間以下となると、心筋梗

塞リスクは2.5倍になるという研究結果があります。これは体への影響についてですが、それだけでなく、長時間労働がメンタル疾患や自殺のリスクを高めることも分かっています。

長時間労働はよろしくない、そのことはみんなわかっている。でも、実際問題として、一人の個人が残業をせずに時間内の勤務をまもることは、困難な場合が多いのではないでしょうか？　個人の自覚は必要でしょうが、それ以上に、組織や制度として、働くものの健康を守る仕組みが整備されなければならないと思うのです。

もう一つ、私が最近気にしているのが、「共感性」の問題です。私たちが、精神科医としてトレーニングを受けるときに、重要なこととして教えられるのが、患者さんのつらさや苦しみに、いかに「共感」できるか、ということです。「共感」は「同情」とは少しちがいます。「同情」は、外から相手をみて「たいへんだろうな」とか「かわいそうに…」という感想をもつわけですが、「共感」は、自分が相手の立場になってみたら、どうなるだろうか、やはり目の前のこの人と同じような苦しみやつらさ、思いをもつだろうと実感することです。「同情」はしばしば、ひとりよがりになりがちで、ご本人の気持ちとずれてしまうことがあり、私たち精神科医がしなければならないのは、まず、患者さん（の置かれている状況）に共感を働かせることだ、と教わります。

個人間についても、また社会全体の風潮についても、この共感性が弱くなっているような傾向を感じて、憂慮しているこの頃です。

この連載を読んで下さった皆さまも、他人について考えるときに、この「共感」ということばを頭のどこかに、ちょっと置いておいていただけると嬉しいです。

最後に

いろいろなことをこの連載で書かせていただきましたが、もういちど、私からのアドバイスをさせて下さい。

1）メンタル疾患は、だれもが抱える可能性のあるものです。メンタル疾患に罹ることは、特別ではありませんし、自分は例外だとも思わないで下さい。

2）さまざまな不調のサインが現れてきます。いつもの自分、本来の自分と違うという違和感を感じたら、それは大きなサインです。

3）本人はなかなか気づかないこともあります。周りのみんなにも、温かい眼を向けましょう。

4）何かおかしいよ、いつものあなたと違うよ、と言える、言ってもらえる人間関係を持ちましょう。

5）そして、異常や不安を感じたら、遠慮無く、専門家に相談をして下さい。

この連載が、皆さまの心の健康に少しでも役立てたら、とても嬉しいです。

ありがとうございました。

編集部より

長期の連載、ご愛読ありがとうございました。連載中、多くの皆様から先生のお話は読みやすく分りやすいと感想が寄せられていました。この「メンタル疾患の知識」が手元にありいつでも活用できるようにと、小冊子にしようと古水先生と話し合いを進めております。ご期待ください。

書評

地域力をつける労働運動　（仲野組子監訳・読む会発行　かもがわ出版）

ユニオンと連帯する市民の会　　近森　泰彦

政府は地方自治法を先の国会で「改正」し、戸籍・住民基本台帳・マイナンバー・地方税・国民健康保険・高齢者医療・国民年金・介護保険・障害者福祉・母子保健・児重手当などの医療・福祉など暮らしに密着した部門の民間委託に道を開きました。自治体労働組合はこの実態を市民に知らせ、暮らしを守る運動を地域でリードする時ではないでしょうか。アメリカの非正規労働研究者、仲野組子氏の監修の本でアメリヵの労働組合運動が活性化していく道筋が見えました。カリホルニア州から始まったこの運動は地域の特性を取り込みながら全米に広がっています。その核心は一言でいえば「地域で力を築く戦略」にあります。地域でコアリション（ある政治目標遂行のために労働組合と地域の団体や個人が連合した核となる組織）を労働組合が力をつくして、幅広い一般大衆（組織）の結束をしながら運動を進め労働組合も大きく育っていく過程が描かれています。労働組合の基本的な役割を①労働条件の維持向上　②地域で市民の暮らしを守るという２つの分野においていることが伝わってきます。　連合会長が、「働き方改革」で政府，財界の方針、月１００時間の残業容認や　「再度プロフェッショナル制度」、分り易く言えば残業代不払い制度（当初年収１０７５万円以上、その後年収４００万円程度へ）、裁量労働制導入などに一旦同意しましたが、社会的な批判を浴びて撤回しました。直後にトヨタは裁量労働制を総合職に現状の４.５倍の７８０O人に適用すると発表、（「中日」7月30日）　全国的に「営業職」全般にこれを広げる動きが表れています。政府は秋の国会で 「同一労働同一賃金」と抱き合わせて改悪法を強行する構えです。

労働組合の出番です。

「年会誌」激安印刷業者に発注　その功罪は？

事務局次長　　吉川　正春

「年会誌」の作成をインターネットで「ラクスル」（資本金58億円、従業員110人）に発注した。コンビニで料金払い込み、後は仕上がり内容については、インターネットで確認（完全原稿・校正はなし）、9日後に600冊自宅に届いた。

価格は従来(4 面のみカラー)の半額ほど。発注にあたって事務局会議では安売り競争に手を貸すのか。印刷業者を泣かすことになるのでないかなどの意見があった。少し調べた。

2009年ころ、印刷業界は6兆円産業、巨大な市場でありながら大手2社が半分を占め、残りを3万社が分け合っていた。現在、印刷関連業社は11,000社、27万人が働く。印刷業界の設備の稼働率は40%。料金も大きな開きがあり、業者と利用者にミスマッチも多いという。

2009年創業の「ラクスル」は自社に印刷機を持たず。全国の印刷業者1700社と提携し、受注を振り分けお客の手元に届ける。印刷機の空き状況をみて発注し稼働率を高めているという。例えば、A4 チラシ片面カラー1000枚は、1営業日（発注から手元に2.3日で届く）は4,820円、7営業日(8.9日で届く)は2,100 円と余裕があれば半額以下で済む。料金設定もすべての条件で価格設定されており安心できる。完全原稿でなく、企画から構成、レイアウトまで支援する体制もある(有料)

ラクスルは「沈みゆく業界に挑戦」として、今後中小企業の集客支援業務にシフトするとしている。以上はラクスル側の認識であり、印刷業界にどう影響を与えているのか不明だ。

愛知健康センターは以下のことを提案します。

衛生推進者資格取得取組みの提案

1. 衛生推進者資格取得取組みに愛労連・NPO 愛知健康センターとしてかかわっていく。
2. 衛生推進者資格取得取組みにたいして労働組合で講習代金の助成を検討する。
3. 未組織労働者に対しての働きかけもさまざまの団体を通じて行っていく。

衛生推進者について

「**衛生推進者**」は、安全で健康的な職場環境を守る専門家です。

10人以上、49名以下の事業所に配置しなければいけません。

週1回の職場巡視等、次の業務が明記されています。

1. 健康異常者の発見と処置
2. 作業環境の衛生上の調査、改善
3. 健康診断実施に必要な事項または結果の処理
4. 労働衛生保護具、救急用具の点検整備
5. 衛生教育・衛生日誌などの記録の整備、労働疾病の原因調査と予防

衛生推進者は労働者のいのちと健康を守るべき立場にあります。
その資格を取り、さらに以下のような社会を目指しましょう。

1. いのちと健康を守る労安活動の担い手を広く作る。
2. いのちと健康を守る労安活動に対しての認識を広げる。
3. 労安活動を労働組合活動の中心的な課題とする。
4. 多くの衛生推進者の中から衛生管理者の養成につなげる。
5. 事業主に対して安全配慮義務の重要さを指摘し、理解させる。
6. 事業主・管理者・管理職に対して衛生管理者資格を要求する。

新日鐵住金（株）の連続する事故を考える　!!

事務局員　　手塚　治男

今年 1 月大分製鉄所厚板工場(造船向けなどに使う鉄板の生産工場)で大規模な火災がおき、大きな被害が発生しました。設備の稼働は 7 か月後の 8 月でした。さらに、5 月 26 日には鉄鋼原料の石炭を蒸し焼きにする「コークス炉」付近から炎があがりました。

大分製鉄所では今年に入って、消防に通報する事態になった火災が6月19日に7度目になります。着衣の火災など小さなものもありますが、半年弱の期間に１つの製鉄所で 7 件も火災が発生するのは異常な事態と言えます。それぞれの原因は異なりますが、5 月 26 日の 6 件目の火災を受け鉄鋼業界関係者からは驚きの声が広がりました。「これだけの短期間に連続する火災は聞いたことがない。現場の緊張感が保てないと思わざる得ない」(2017.5.16 日経新聞参考)との厳しい声が聞こえてきます。

昨年、鉄鋼大手 3 社で 9 件の死亡事故が発生し、このうち 7 件が新日鐵住金でした。大分製鉄所では 1 月 9 日、2 月 12 日、2 月 16 日と短期間に 3 件連続発生し安全管理体制の不備が指摘されていました。今年君津製鉄所で 8 月 27 日、30 歳の労働者が搬送台車に挟まれ死亡しています。

新日鐵住金は事業所全体に対する安全を軽視しているのではないかと労働者から指摘↗

写真は新日鐵住金事故再現より転用

↙されていますが、私はその一つが「独立建設工事」という制度ではないかと思っています。

この制度は新日鐵住金構内で発生した労働災害から「独立建設工事」の事故を新日鐵住金の災害統計に入れないと社内規定で定め平成 8 年 8 月から実施しています。

「独立建設工事」とは、新日鐵住金が発注し、箇所の事業所の敷地内で行われる建設工事のうち①生産性との「密着性」が少ないこと②建設工事として「独立性」が高いこと③建設業者による「統括管理体制」を敷いていることの 3 条件を満たすものとなっています。

2011 年～2016 年の 6 年間に新日鐵住金では 32 名が死亡しています。そのうち独立建設工事の死亡は 9 名(28.13%)でした。

本災害は、独立建設工事における協力会社従業員の災害であり、社内労働災害取扱規程第5条に則り「社内統計の対象としない災害」として取り扱います。

「独立建設工事災害」休業災害速報（協力会社）

2016 年 3 月経済産業委員会で政府は「製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針」を定めて、同指針に基づく措置を講ずるよう指導をおこなっている(加藤政府参考人答弁)と答えています。

新日鐵住金は、政府の指導に基づき、大企業としての責任を果たしていただきたいと思います。事業所構内の安全・衛生の全てに責任を負うという立場に立つことが、災害・事故を減少させる第一歩ではないでしょうか。

全国の労働災害について

事務局員　　手塚　治男

昨年、全国でおこった労働災害が厚生労働省から発表されました。

［平成 28 年、29 年 厚労省発表資料より］

平成 27 年は、労働災害による死亡者数は 972 人で、統計を取り始めて以来、初めて 1000 人を下回りました。

28 年の労働災害による死亡者数は 928 人で、27 年の 972 人に比べ 44 人(4.5%)の減少となり、２年連続で過去最少となった。死亡者数が多い業種は、建設業が 294 人（前年比 33 人・10.1%減)、製造業が 177 人（同 17 人・10.6%増)、陸上貨物運送事業が 99 人（同 26 人・20.8%減）となった。

28 年は、労働災害による死傷者数は、117910 人で 27 年に比べ 1599 人(1.4%)の増加となりました。

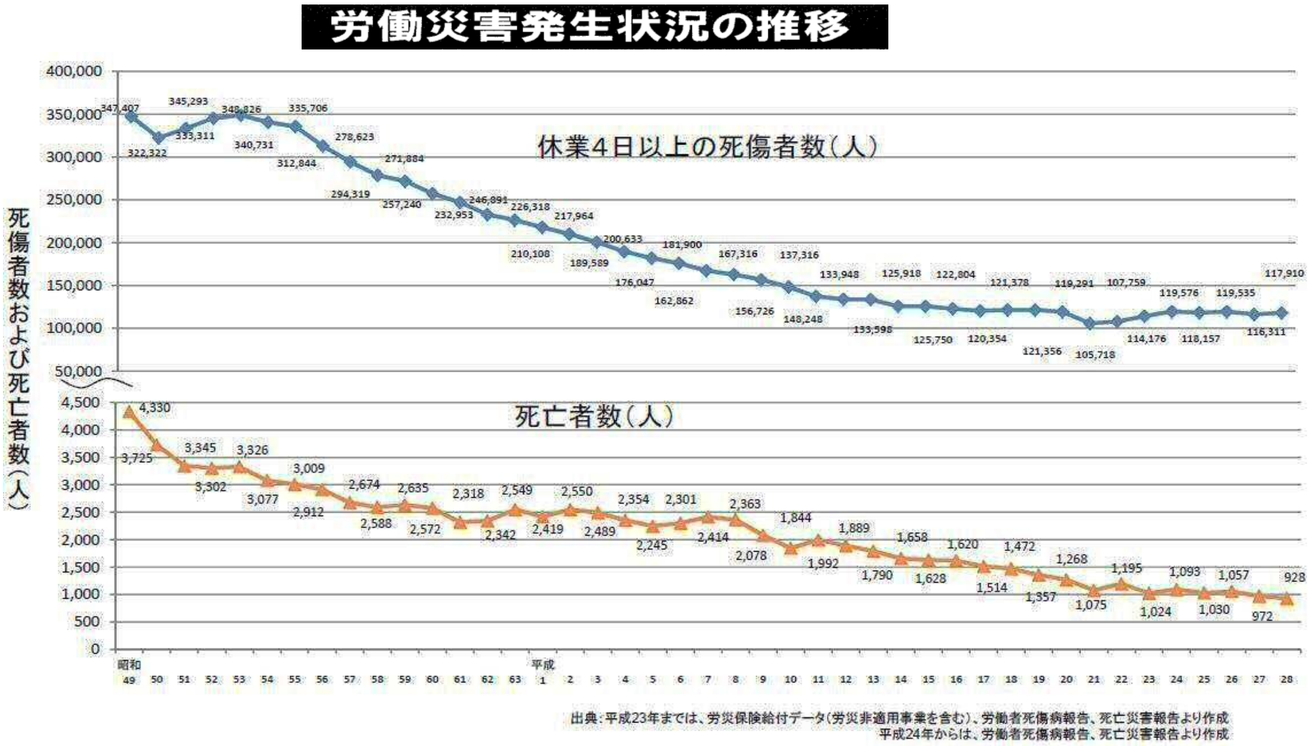

上記のグラフを見ますと、死亡災害は減少傾向で、休業 4 日以上の死傷者数は数年前から増加傾向を示しています。自殺者は労災に認定されなければ死亡災害になりません。熱中症災害は 5 万 412 人(28 年 5 月～9 月)で、重症(3 週間以上の入院加療を必要とするもの)981 人、死亡 59 人となっています。(総務省発表)熱中症は、業務以外のところ日常生活でも発生します。しかし、業務中に熱中症にかかり救急車で病院に搬送されても災害統計から外される会社もあります。統計上の数値だけではなく、労働災害が真に減少することを願わずにはいられません。

裁判の進行状況と裁判日程をお知らせします

公正で道理ある判決を求めます。多くの市民が注目しています。

あなたも署名にご協力ください。また傍聴に参加してください。

岩永労災認定請求裁判	やまぜんホームズ大迫労災認定裁判
業務中の災害(片眼失明に伴う心因反応)に対する労災認定を求める行政訴訟(原告:本人、被告:国)	過労とパワハラで自死。労災認定を求める行政訴訟(原告:妻、被告:国)
9月6日（水）14時30分	9月13日（水）13時10分
弁論準備	口頭弁論
名古屋地裁　201号法廷	名古屋地裁　1103号法廷
加野青果社員損害賠償請求裁判	**宇田川アスベスト労災認定裁判**
加野青果社員であった娘さんが、先輩からのパワハラをうけ夜中に先輩からの電話により慟哭、翌日自死。労災は認められたが加野青果と先輩社員に損害賠償を求め提訴。名古屋地裁不当判決後、名古屋高裁へ控訴(原告:母親、被告:加野青果・社員)	淑徳学園高校教諭宇田川先生が校舎改造工事にともないアスベストの飛散を受け被曝し、中皮腫で死亡(原告:妻、被告:国)
9月14日（木）13時30分	9月19日（火）13：45
弁論準備	口頭弁論
名古屋高裁　1001号法廷	名古屋高裁1004号法廷
トヨタ社員労災認定裁判	**寺井土木関岡労災認定裁判**
トヨタ自動車技術職、過重労働と上司のパワハラでうつ病発症し自死(原告:妻、被告:国)	工務部長、受注工事の施工を統括管理、自らも「砂川」の工事担当、再三の契約変更で困難な業務に。資材置き場で自死(原告:妻、被告:国)
9月27日（水）10：00	10月2日（月）13時10分
弁論準備	原告の証人尋問
名古屋地裁1103号法廷	名古屋地裁　1103号法廷
岡崎商業高校教師公務災害認定裁判	**市バス運転士山田損害賠償請求裁判**
長時間労働により過労死	公務災害は認定されたが、名古屋市と交通局に対し謝罪を求めて提訴(原告:両親、被告:名古屋市と名古屋市交通局)
10月2日（月）13:30	10月18日（水）11:00
口頭弁論	口頭弁論
名古屋高裁　1001号法廷	名古屋地裁　1103号法廷
豊通損害賠償請求裁判	**十六銀行員労災認定裁判**
心臓障害1級社員で、豊通鉄鋼販売から豊通へ逆出向。ベトナム海外出張中にうつ病発症。休養中に、社長から直接無理な転勤を伝えられ、名古屋市内の単身赴任先で自死。(原告:妻、被告:会社)	入社した年の12月に、人員削減による業務多忙(仕事関係の資格取得準備)と上司のパワハラにより自死(原告:父親、被告:国)
10月18日（水）11:30	10月24日（火）
弁論準備	弁論準備
名古屋地裁　201号法廷	名古屋地裁　201号法廷
中部電力新入社員労災認定裁判	
入社四ヶ月目に主担当となり、会社の十分な支援がない中、過重な任務とパワハラにより、入社七ヶ月で自死(原告:母親、被告:国)	
弁論準備	
10月25日（水）10:00	
名古屋地裁　1103号法廷	

＜お知らせ＞

11月23日(祝)

過労死等電話相談110番

(5名の産業カウンセラーの 方の参加が予定されています。)

山とともに

小崎　豊

定年を過ぎて再任用も終わって、今では「登山家です」と言っている 67 才半の私です。なかなかヤボ用が多くて思う様には山へ行けません。在職中は山岳部やワンダーフォーゲル部の顧問でした。

そんな中、2016 年の 9 月にチベットのラサの北西にあるソゲ峰。この 6 月にはアメリカのレーニア山（標高 4,392 m）とアラスカのデナリ（旧名マッキンリー　標高 6,190m）へ行ってきました。これらの 3 つのどれにも頂上へ行けませんでした。

レーニア山は 3 泊の予定。スタート 2200mでもまだ雪が残っている。ここからずーっと雪でスノーシューやアイゼンを着けて歩いた。緩やかな登りが続き、2800mあたりで 1 泊目。3400m あたりまで登り、ここでテントを張る。

朝は寒かった。今日は頂上までだ。ここからクレバスがあって右へ左へ迂回しながら登ってゆく。確保しながら進む。頂上近くなって強くて寒い風が当たるようになってくると、指先や身体が冷たくなってきたのでリーダーが「ここで下山しましょう」と言って、下山にかかる。地元の若い連中は朝早くから日帰りでアタックする者もいる。

デナリが本命だ。年を取ってきて手足の先が冬に冷たかったので、靴や手袋の用意に気をつけた。デナリのレンジャーステーションの受付でも靴は2重靴か確認された。アンカレジからタルキートナへ入って、軽飛行機でデナリの氷河へ着陸する。ここから天候が悪い日が続いて予定が進まなかった。着陸してからは 2 週間分の装備・食料をソリとザックに背負って進まなければならない。私は初めてソリを引いて登る体験をした。ほとんど牛になった感じである。太陽が出ると雪の上は大変暑い。この山のメンバーは 3 人ですべて 60 歳以上だ。女性は 1 人で、頑張っているが、高度が上がってくるとスピードが出ない。ベースキャンプ BC(4300m)へ入る時にも、私が先に行ってテントを張って待っていても、夜遅くなったので心配になって迎えに降りて会ったらずいぶん疲れていた。女性は夜気温が下がって寒くて寝られないと訴えたりして、高度順応もうまくいかない様子なのでここでリーダーと下山することになった。自分一人でテントを持ってハイキャンプ(5300m)まで行くことになった。2 日の予定で朝出発して分かれて登る。途中にはみんなチームで登っていて、単独行の人はいない。みんなザイルでつなぎながら登っているのでノーザイルで確保無しの自分に注意してくる人もいるので。「まあここまでか！」と思って下山することにした。妙に残念という気持ちは無かった。

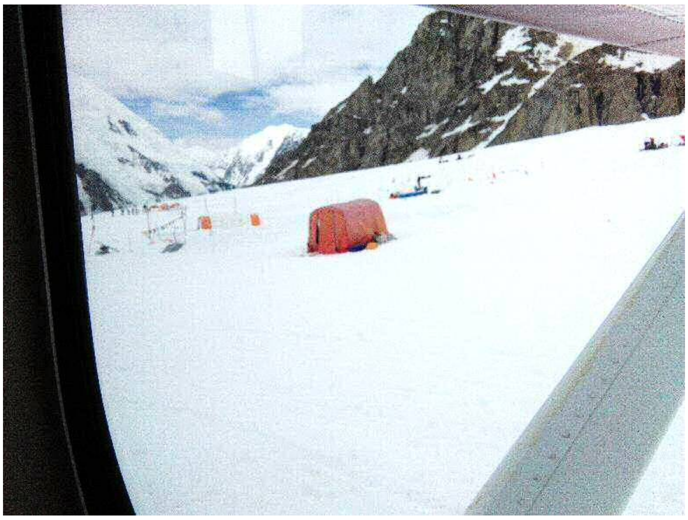

9月・10月の日程

一部11月の日程有り

月　日	曜日	時刻	事　　項	場　　所
9月4日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
5日	(火)	13:00	過労死シンポ実行委員会	水野弁護士事務所
		18:30	労働安全衛生学校実行委員会	愛知健康センター事務所
6日	(水)	14:30	岩永労災認定裁判裁判	名古屋地裁201号法廷
9日	(土)	17:00	一宮センター労安学校	一宮
9~10日	土～日		中央カレッジ	大阪
12日	(火)	15:00	関岡弁護団会議	共同法律事務所
		18:30	岐阜・伊藤裁判勝利報告集会	岐阜市
13日	(水)	10:00	トヨタ社員労災認定裁判弁護団会議	豊田けやき通り法律事務所
		13:10	やまぜんホームズ大迫労災認定裁判	名古屋地裁1103号法廷
14日	(木)	13:30	加野青果損害賠償請求裁判(控訴審)	名古屋高裁1001号法廷
17日	(日)	10:30	「ホームに可動柵を！」金山駅前宣伝活動	金山総合駅前
19日	(火)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
		13:45	宇田川アスベスト労災認定裁判	名古屋高裁1004号法廷
22日	(日)	13:30	市バス山田弁護団会議	水野法律事務所
23日	(土)	13:30	労働法制シンポジウム	栄ガスビル
		14:00	アスベスト対策愛知連絡会第9回総会	労働会館
24日	(日)	13:00	ＡＴＵ定期大会	知立公民館
27日	(水)	10:00	トヨタ社員労災認定裁判	名古屋地裁1103号法廷
28日	(木)	18:30	ユニオン学校	ナディアパーク
10月2日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
		13:10	寺井土木関岡労災認定裁判原告証人尋問法廷	名古屋地裁1103号法廷
		13:30	岡崎商業高校教諭公務災害認定裁判(控訴審)	名古屋高裁1001号法廷
3日	(火)	18:00	過労死判例研究会	水野幹男法律事務所
14日	(土)	13:30	関岡支援する会総会	岡崎弁護士会館
14~15日			全国センター理事会	東京
16日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
18日	(水)	11:00	市バス山田さん損害賠償請求裁判	名古屋地裁1103号法廷
		11:30	豊通損害賠償請求裁判	名古屋地裁201号法廷
18~19日			安全衛生推進者養成講座	
24日	(火)	11:00	十六銀行社員労災認定裁判	名古屋地裁201号法廷
25日	(水)	10:00	中電新入社員労災認定裁判	名古屋地裁1103号法廷
		13:20	悪徳社労士木全裁判(結審？)	名古屋地裁1102号法廷
30日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
11月8日	(水)		家族の会厚労省・基金要請行動	東京
9日	(木)		全国過労死家族の会総会	東京
13日	(月)	10:00	愛知健康センター事務局会議	愛知健康センター事務所
13日	(月)	13:30	岐阜過労死等防止対策推進シンポジウム	ワークプラザ岐阜
28日	(火)	13:30	愛知過労死等防止対策推進シンポジウム	名古屋国際センター　別棟
30日	(木)	18:00	三重過労死等防止対策推進シンポジウム	四日市商工会議所 ホール